協働環境委員会会議録

令和4年5月26日(木)

(開 会) 11:01

(閉 会) 11:06

【案件】

1. 議案第55号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○委員長

ただいまから協働環境委員会を開会いたします。

「議案第55号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を 議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第55号」専決処分の承認について、補足説明をいたします。

議案書は17ページをお願いします。

この専決処分は、地方税法施行令の一部改正に伴い、飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。概要をまとめた資料を用意しておりますので、こちらの資料で説明をいたします。

「改正の内容」ですが、賦課限度額の引上げとなっておりまして、基礎課税額分、こちらを63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を19万円から20万円に改めるものです。これにより賦課限度額は、合わせて85万円。40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者を含む世帯では、今回据え置いておりますが、限度額が17万円ですので、限度額の合計としては102万円となります。

資料の2枚目をお願いいたします。図を用いて今回の改正について説明いたします。国保税につきましては、前年の収入を基に世帯単位で賦課をしておりますけど、基礎課税分では、収入から各種控除を行った所得の6.8%の額、いわゆる所得割、これに均等割が1人当たり2万1千円、それから各世帯平等割が2万3千円、これを合計した額となります。今回この合計した額の限度額を引き上げるものになります。図の一番左の例ですが、限度額未満の場合は、今回の改正には影響はありません。真ん中の例ですが、昨年計算上64万円だった世帯は、63万円の限度額がありましたので、この分が64万円あっても63万円となっておりましたけど、今回の改正後では限度額が65万円になりますので、1万円の増額となります。下に書いておりますけど、この影響の額が6件、6世帯ございます。それから一番右の例ですが、もともと限度額を超過していて、今回も超過する世帯ですが、この世帯は63万円から65万円まで、2万円の増額となります。今回の改正の対象世帯ですが、世帯構成によりますが、世帯年収で約900万円以上が対象となると想定しております。それ以下の世帯では影響がございません。

1枚目の資料に戻っていただいて、「2 改正による税額への影響」についてですが、試算を行っております。賦課限度額引上げの影響額は、まず基礎課税分では、限度額超過世帯が6世帯減り、限度超過額が212万6110円減少しています。次に後期高齢者支援金等分では、限度額超過世帯が27世帯減り、限度超過額が208万7527円減少しています。この限度額超過の減少額となるのが、新たに課税されるということになりますので、影響額の421万3637円が新たに増収ということになります。以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第55号 専決処分の承認 (飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、承認すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。